

非暴力平和隊・日本(NPJ) ニュースレター

第77号

2020年11月27日発行

〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町 1-21-7 静和ビル 1 階 A 室
スペース御茶ノ水気付 非暴力平和隊・日本

Tel: 080-2678-5973 E-mail: office@np-japan.org

Website: <http://np-japan.org/>

Nonviolent Peaceforce Japan Newsletter

- ・【巻頭言】「由らしむべし知らしむべからず」からの脱却 理事 前田 恵子 2
- ・【講演と対談/討論の会 9月27日】 事務局長 安藤 博 4
「憲法9条を考えるー激変する東アジアに生きる市民として」報告
- ・庭先に種を蒔いてみませんか 監事 鞍田 東 16
・・・非暴力防衛への移行のために
- ・2019年度決算、2020年度4~9月予算・実績 理事 大橋 祐治 18
- ・沖縄報告 共同代表 大畑 豊 21
- ・刑特法事件 不起訴に 共同代表 大畑 豊 29
- ・刑特法で逮捕された儀保昇さんの投稿 琉球新報 2020年11月6日「論壇」 31



【ミネアポリスで大統領選挙投票監視ボランティアの NP スタッフ Amy Hansen】

【巻頭言】

「由らしむべし知らしむべからず」 からの脱却

理事 前田 恵子

携わっている業務として年末調整の時期が到来した。源泉徴収した税額を調整し、年税額を確定する作業であるが、還付金や不足分徴収まで勤務先がしてしまうので自分が納税者であることを自覚する機会を奪うシステムではないか？と常々感じている。

源泉徴収とは、元々戦費を調達するために導入された制度のためか行政側には効率のよいものとなっているが、納税者としての自覚をさせないだけにとどまらず、自分たちが主権者であり、参政権を行使して社会の在り方に責任を負うという意識さえさせない環境を作っていることの一因となっているのではないかと考えるようになった。

もちろん自営業者やフリーランスの人々は自分たちで確定申告をするので当てはまらないが、納税の仕組みを制度設計する方が「まず効率よく徴収する」ことを旨としているので前段のような疑問がわき上がるのである。

面倒な事を知らず、考えず、黙々と働いていればとりあえず暮らしていけるという幻想を刷り込まれているのではないかとさえ感じてしまう。

これは従順でよく働くが疑問を持たない国民を多くつくるための仕掛けの一環ではないか。

学校教育（特に小・中・高校）においてもこの従順な国民づくりは仕掛けられているようで、表面上は主権者教育をすすめるとしてはいるが、実際は権威主義体制国家をめざすのではないかというような教育への介入、また政治から遠ざけようという現場での忖度が見受けられる。

例えば東電福島第一原発の事故から原発・原子力政策の問題点を学ぶための学習会や講演会を多く企画運営したが、本当に参加してほしい高校生や大学生たちには届かない。

現職の教員から「進学や就職になんらかの影響があるかもしれないので市民団体の主催する催しには近づかないようにという風潮がある」とのことだった。

そのような講演会の中でジャーナリストのおしどりマコ・ケン氏がドイツを訪れた際の報告の中に 10 代半ばで支持する政党を持ち、政策について語ることのできる中高生たちの姿に驚いたが、それは特別なことではなく、一般的なことであるという。日本との大きな差をあらためて感じてしまった。

折から 20 代の中央官僚の自己都合退職が増えているという報道があった。

国民のために働くことを信条とし、仕事に誇りを持っていた職員が公文書の改竄を強いられ心身を痛め自死にまで追い詰められる一方で、改竄を命じた職員は出世をし、国会では虚偽であろう答弁をさせられる現状に幻滅をし、もっと自己を発揮できる仕

事に就きたいと思うことは当然の成り行きであろう。残る官僚の奮起は期待したいのだが。

税金の徴収から考えたことなので用途についても記しておきたい。

最近の国会審議の中で明らかになったことでは沖縄辺野古新基地で強行されている工事の警備費に日当が一人当たり4万~6万近く出ているが本人には1万円しか渡されていない事実があるという。請け負った業者は1社応札で業者の言い値、2年間で77億円も使われている。警備に巨額が投じられるのは違法な工事に人々が反対しているからであり、そもそもが間違っているのであるが、このような税金の使われ方には心底腹が立つ。

もっとも建設予定地が軟弱地盤で不適合であり、無理な工事に途方もない費用や時間が掛かることはそれ以前の大問題である。中間搾取においては原発事故での除染事業をする業者と作業員にも同様の構造がある。

不正の起きやすい伝統を持つ基地や原発関連事業のみでなく、2020年度は新型コロナウイルス対策に関わる政策にも多くの事務費や委託金が使われ放題でコロナ禍の中、休業を余儀なくされ生活の不安におびえる人々の神経を逆なでさせられた。

税金の用途について関心を持つことが主権者意識の第一歩だと思う。

そのためにも正しい情報を得ることは大切である。

前安倍政権が若者からの支持率があったという事の一因に「就職率の高さ」と「最低賃金の上昇」があるが、一人当たりの可処分所得が減少し続けていたことを知っている人は少ないのではないかと推察している。賃金が多少上がろうと社会保険料と税金が控除されたあとの手取りは減り続けているのが実情だ。ハローワークの説明会等では政権に忖度していたためかこの事実には触れず「就職率が高くなり、最低賃金が上昇している」という表面的な説明がされるために若者が支持していたことは筆者が感じる実感である（筆者は山口県在住なのでその傾向は特に強かったのではないかと推察している）。

市民が監視し、不透明なことには声を上げる社会が一般化することへの道程は遠いが、まずは自分の身近なところで税や社会保険料についての話をすることを一般化しようと思う。無関心でも無関係でいられる人はいないのだから。

新型コロナウイルスの脅威によって従来の知見や慣習では対応できないことが多く出てきた。踏襲型にかけては長けている日本の行政機関も政治の無為無策もあってか機能不全に陥りそうな昨今である。これを機として「由らしむべし知らしむべからず」の社会から少しでも脱却できるかがどうかを問われているのではないかと推察している。

筆者は一介の労働者に過ぎないが、上記のような思いをつらつら考えながら日々を生きている。考え行動する権利だけはこれ以上奪われないためにである。

【講演と対談/討論の会 9月27日】 「憲法9条を考える一激変する 東アジアに生きる市民として」

事務局長 安藤博

非暴力平和隊/日本 (NPJ) は、講演と対談/討論の会「憲法9条を考える一激変する東アジアに生きる市民として」を9月27日14:30-17:00、東京・文京区シビックセンターで開催しました。講師に伊藤真氏（弁護士、資格試験指導校伊藤塾塾長）を迎え、講演の後に伊藤氏と君島東彦 NPJ 代表との対談、さらに集会参加者を交えた討論を行いました。

コロナ・パンデミックが世界を覆い、日本ではコロナ感染が波状的に拡大を繰り返されている状況下、会場には「*マスク着用 *近距離での会話を避ける」等の注意事項が掲示され、定員120人のところ「入場人数制限：49名」に。都心に出てきて集まるのを避けるようにする方も多しことを考慮し、オンライン (Zoom) ミーティングを会場の集会と並行して行いました。

埼玉県の〈越谷9条の会〉のメンバーが5人そろって参加されたほか、日本友和会の飯高京子さんが見えていました。しかし、「ソーシャルディスタンス (2m) 遵守」と注意されていることもあって、会場は全体としてまばら。会場外部からのオンライン参加者の方が多かったようです。

講演は、日本国憲法を制定経緯にさかのぼって解説する127枚に及ぶスライドを映写

しながら進められ、以下を述べて締めくくられました。

1 明日の日本は今日の私たちが創る。→今を変えれば未来を変えられる。憲法の理想に現実を近づけることこそ必要。

2 今を生きる者としての責任を果たし誇りを持つ。→

憲法を知ってしまった者として今できることを。市民として主体的に行動する。

3 Festina Lente (ゆっくりいそげ) 慌てず、焦らず、諦めず、一步一步が大切。

この講演集会一カ月前の8月28日、安倍首相は退任、菅義偉氏が新首相に就任しました。取りあえず改憲は見送りとなりました。しかし日本国憲法に関わる問題は、コロナが世界を覆う下でより深刻になっています。米中関係が悪化し東アジアの平和が脅かされているなかで、どうすれば日本が戦争をしないで平和をまもることができるか—伊藤・君島対談とその後の質疑のなかで、両者は「東アジアの人びと知り合いつながる市民としての活動の大切さ」を強調しました。



【伊藤講師】

第2部 【対談:伊藤真-君島東彦】、 参会者をまじえた討論 要旨



【伊藤講師（左）と君島共同代表】

君島：

伊藤先生どうもありがとうございました。

憲法9条のとらえ方で私の持論があります。二つの問題提起をしたいと思います。

私は憲法学をやっていますが、むしろ平和研究の側から9条を見るというのが私の研究です。

戦争と平和の問題というときに私たちはえてして軍備とか武器のところに目が行きます。軍縮すれば平和になるのですか？兵器を規制すれば平和になるのでしょうか？

カントの『永遠の平和のために』という平和論の古典があります。200年以上前のものですが依然として必読の書です。この本でカントは平和とは何かを定義しています。平和とは一切の敵意が終わることだと言っています。敵意を克服することが平和であると。私もそのとおりだと思います。武器とか軍備というのは人間の不信感とか不安とかから起きる問題です。人間集団、国家と国家、人と人との間の不信感から生

じる。人間集団の間に信頼関係が出来るかどうか。そこから軍備の問題が生じる。抑止力の概念が生まれてくる。人間集団、例えば日本と韓国、日本とアメリカとの間にどれだけ敵意がなくなるか、即ち脅威がなくなれば自然と軍備の必要性はなくなる、とカントは言っている。

ハーバードの心理学者スティーブン・ピンカー(Steven Pinker)が「暴力の人類史」という本を書いています。彼によれば、人類の歴史をみていくと武器とかは関係ない。戦争とか暴力の問題は関係の問題、人間集団と人間集団の関係にある。銃は人を殺さない。人が人を殺すのだ。人間が武器を使うのだ。だから人間関係であるといえます。この考え方にもとづくと、私たちが日本の安全を考えるときに、15年戦争で日本の帝国主義が東アジアに何をしたかが問われます。日本は近隣東アジア諸国との信頼関係を壊したのです。日本帝国主義が東アジアで行ったことで壊れた信頼関係を再構築しなければならない。それが日本の平和問題の核心ではないかと思います。信頼関係を修復できたのでしょうか、再構築できたのでしょうか。憲法9条は信頼関係再構築の一助なのです。東アジアとの人間関係とか信頼関係を作っていく(再構築する)一つのツールとしての9条の位置づけがある。9条があれば終わりではない。信頼関係の回復が出来なければ私たちは永久に不安でしょう。

伊藤：

安全保障の専門家と言った時に、武器や装備品の専門家を意味することが多い。平

和の問題もそうだし、戦争の問題もそうですが、それを使う人間の心にもっと着目していく必要があります。武器や装備は手段にすぎないので、その道具を使う人間の相互理解・信頼関係が根本になければならないことは本当にそう思います。日本は、やはりそのところがまだ自分たちの中で消化できてない部分があると思います。それから、憲法自体は戦争からの大きな反省から出来上がっているはずなのですが、なんであの戦争をやったのかという現実の分析、特に加害の視点、アジアに対しての加害の視点の現状分析、そして被害者からのゆるし、難しいかもしれませんが、少なくとも信頼というものを得ていくための努力をし続けることが欠けていたと思います。形の上では全体主義や軍国主義、植民地主義など様々な戦前のもはなくなり、自由、平等の社会になったとはいふものの、戦前のさまざまな意識が色々な所に残っていると思います。日本で生活する外国人への差別意識・偏見などが残念ながら依然として根強く残っておりそこを克服しきれていない。

アメリカの建国の歴史は、先住民に対する略奪や侵略の歴史でもある。また、奴隷制によって繁栄してきた歴史ですが、そこへの決着が付けられていないために黒人差別などが残っていると思います。本当に難しい問題であることは分かるんだけど、だからこそ意識的にそこに対しての対応・対処をすべきなのです。教育の問題です。歴史をきちっと伝えていくという教育の問題がやはり不十分だったと言えるのではな

いでしょうか。

戦後 75 年と言われますが、戦争体験者の方々がどんどん少なくなっていく中で戦争の記憶を伝えられない問題があります。記憶って本当に難しいのです。記憶とは情報だけではなく感情だとか情念だとか、気持ちなどいろんなものが記憶なのです。歴史として単なる情報を伝えていくことはできるのですが記憶を伝えていくことは本当に難しい。相当意識してやらないといけない。ドイツなどは相当意識してナチズムの加害、そしてそこでの様々な記憶を心に刻む、町のだ真ん中の公共広場などにそのための記念碑を造るなど、そこまでして忘れない意識を持ち続ける努力をしている。

法学部の学生の中でも憲法は何のためにあって何が大切であるのか理解が不足している。人は違ってあたりまえ。違う人といかに共存していくのが大切なのだということ、(憲法 13 条:個人の尊重=「人は皆同じ。」「人はみな違う。」)。

カントの言葉で、平和とは一切の敵意が終わることであるとの理解は非常に大切です。それに向けてどうするか。

日本は 9 条 2 項で戦力を放棄しています。それは仮に敵意があったとしても戦力という手段は使いません、使っていませんということです。要するに武器、装備をうばうことによって仮に敵意があっても戦争に行かないようにする、ということを考えたと思います。ですから武器装備をなくすということは一方では重要なことです。それだけでは駄目でそれを使う意思を変えていかなければなりません。

アメリカの銃規制の議論もそうです。使うのは人間。武器が悪いわけではないとの理屈で、使う人間の意識の問題。今までは武器を持つ持たないに偏り過ぎていたと思いますが使う人間の意識の方をもっと前面に打ち出す必要があります。それは教育の問題です。

君島：

いま敵基地攻撃論が議論されています。イージスアショアが駄目になりミサイル防衛が駄目になったので、ミサイル発射前に核ミサイル発射基地を攻撃する議論ですが、梅林 宏道さん（NPO 法人ピースデポ特別顧問）は、イージスアショアの代案は敵基地攻撃能力ではなく外交力であると言っています。日本の外交は軍事力なしによる外交です。もともと軍事力に依存しないで、つまり威嚇をしないで外交をすると云うのが日本国憲法の外交です。それはすごく重要なことです。軍事力を背景にしないでどこまで外交が出来るかが戦後の日本外交のチャレンジだったのです。外務省でもそのことを重く受け取っている人はいます。

二つ目の問題提起は、伊藤先生も触れられている積極的非暴力主義についてです。

NPJ もまさにその考え方に立っています。私は日本国憲法の平和主義には2つの側面があると考えています。「しない」平和主義と「する」平和主義の2つです。9条は基本的に「しない」平和主義です。武力行使をしない、戦争を「しない」平和主義です。しかしそれは半分なのです。戦争をしない、武力行使をしないことはもちろん重要ですが、では、あなたは何をしますのかと言

われたとき、何もしないというのはやはり足りないと思います。憲法前文の第2段落を読むと、明らかにそこには行動が示されています。

「専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、日本国民はどんな風にも貢献して「名誉ある地位を占め」るんでしょか。それが、非軍事的な、非暴力的な国際的な平和構築の活動です。

伊藤先生が中村哲さんのことを引用されました。憲法前文から中村哲さんのような活動が出てくると思います。「する」平和主義です。概して前文よりも9条の方に目が行きますので、前文の「する」平和主義よりも9条の「しない」平和主義の方に目が行きます。最近の日本は軍事化していますが、同時に前文が示している「する」平和主義、軍事力とか暴力的でない形で国際平和を創ることに日本の政府とか国民が貢献しなければならない。それに参加しなければいけない。憲法の前文を読むと当然その要請が出て来るというのが私の意見です。伊藤先生の講演と響きあっているところが多いと思いますが、NPJ はそうした活動をしているのですが、この点で先生のコメントをいただきたいと思います。

伊藤：

前文の第二項にある、「名誉ある地位を占める」ということは何もしないでじっとしているということではなくて、戦争をなくすための努力をどうやってするか、しかもそれを軍事力に頼らないでそれをどこまで

やりますか、その努力をすることが平和主義ですから、「しない」平和主義に対して「する」平和主義はとても重要な目的だと思えます。

9条は確かに禁止規範で、やっては駄目だということですが、法の世界では禁止規範と命令規範という言葉があります。刑法では人を殺すことを禁止しています。人を殺すことを禁止するのは人の命を守るためです。生命という公益、法が守るべき価値、それを守るために刑法199条の殺人罪がある。一方、今そこで自分の子供が飢え死にしようなとき、お母さんが何もしないでじっとしているだけだと不作為の殺人と言ってそれも殺人罪にあたるのです。要するに命を守るためには何もしないことも実は犯罪となります。なすべきことをしないこと、それが犯罪で刑法では不作為犯と呼ばれます。要するに人の命という公益を守るためには禁止規範だけではなくて一定の状況の下では、それは助けなさいという命令していると刑法199条を解釈するのです。つまり禁止規範だけれども命令規範でもありと解釈して不作為の犯罪として処罰の対象となる。私は9条が軍隊を持ったり装備したりしてはいけないという禁止規範なのだけれども、その目的はやはり前文第2段落の平和という価値を守るということに目的があるわけですから、その目的の完成にはやはり何もしないで放置しておくというのは自ら戦争してると同じくらいそれはまずいと思えます。何もしないというのは自ら紛争を引き起こしたり破壊することと同じくらい実は罪が重いことになるのではないで

しょうか。ですから日本の国力、経済力を考えるとき、やはりこの国は世界のどこかで何かの紛争がある時、またそれが大きくなろうとするとき、そうしたことをなくすための積極的な活動を憲法自体が命じていると考えます。

ですから、殺人犯と不作為犯ではないですけども、「しない」平和主義と「する」平和主義、今まで意識していなかったからもっと意識して大きく主張していくことはすごく重要なことだと改めて考えさせていただきました。

君島：

ありがとうございます。

関連して一つ付け加えます。今の大学生は伝統的な平和運動はきらいです。近付きたくない、絶対嫌なのです。しかしNGO活動には肯定的です。反核運動は嫌だが途上国に行って何かしたい。国際協力に関わりたくて多くの大学生は純粋に思っている。そうした若い大学生が持っている非常に純粋に途上国で国際平和協力をしたいという感情、私はそれは憲法の精神に沿っていると思います。

伊藤：

本当にもっと後押しをしてあげたいと思います。やはり従来型の、「しない」という平和主義、「反対」という平和主義、今の若い人達は右や左だとかイデオロギーとか思想だとかあまりこだわりたくない人が多い。そうしたことに関係なく、本当に困っている人、途上国に行って色々な人と交流したい、そこに行つて役に立ちたい、その気持ちは大切だだと思います。その時にただ行

けばよいというのではなくて理論武装をした方がよい、憲法の学びなど必要でしょう。

【会場からの質問】

質問：

国会の議論なしに内閣の閣議決定で何でも決まってしまうというのは憲法違反にならないのか？

伊藤：

閣議決定で実施できるのは法律の範囲内でしか内閣は行政権を行使して仕事はできない。法律は憲法というより上位の法規範の中でしか許されないものです。仮に憲法の枠内、法律の枠内ですねということであっても、そこには政策を決めていくわけですから、それはできるだけオープンな議論を経たうえで決めていくことが重要。例外的に緊急性のあるものは少なくとも記録をきちっと公文書で残して事後的な評価や批判の対象として行くというのが憲法の本質です。今、まだまだそういった形になっていないものが多々ありますが、そこは国民が監視続けていかないといけないと思います。

質問：

多くの市民がまだまだ隣国を信頼しない、恐怖心をあおって軍備を増強しようとする、その流れにマスコミは乗る、この流れをどのようにして止め方向転換させることが出来るか（国内外を問わず、大声で他国を攻撃し人々の関心を引き付けている実態をどうすればよいのか）着実な取り組みがなかなかこの流れを阻止することが出来ないことを残念に思います。

伊藤：

ご指摘の通りだと思います。市民の多くがいまだに他国、韓国や中国、北朝鮮などの隣国を敵視する、嫌韓とか嫌中などの表現をタイトルとする書物・書籍が出回っている状況にあります。著名な方々が書かれています。又、政府もそうした状況を口実に不安や恐怖心をあおり軍備の増強の口実に使おうとする…こうした状況をどのようにして方向転換させるのか。本当に一番大きな課題なのかなと思います。私が思うのは、国やメディア、マスコミへの対応以上に、個人と個人の間、市民と市民の間の対話や相互理解する機会に参加することから始めなければならないと思います。

君島：

伊藤先生はかつてドイツにお住まいでしたが、ドイツはかつての侵略、軍事行動による敵意を終わらせるのにどんなことをしたのですか。

伊藤：

教育ですね。例えば隣国と一緒に教科書を作ったりしながら過去の歴史をきちっと伝えるという努力を続けるという、それからやはり不用意な発言をしない、あの中で生き残っていくためにはそれが必要なのだということ色々教える。教えるだけではなくてナチスなどを彷彿させるようなことは徹底的に厳しくする。

私の弟が小学校に行っていましたが、小学校で先生からの質問に生徒は一本指を立てて手を上げているのですね。先生に聞いてみると、ハイル・ヒットラーを連想させるから手の上げ方もそうしている。鍵十字

も絶対だめです。そうやって厳しく徹底して教育している。

あとは、やっぱり謝罪とか賠償ですね。個人に対する賠償、ユダヤ人に対して。いつまでしなければならぬのかという人はやはりいるのです。面白くないと心の中で思っているドイツ人はいるのです。でも公には口にしないし、ましてや政治家がそうしたことをすることは絶対ない。政治家は個人でどう思っているかが、やはりドイツの国益を考えて行動しますから個人的には絶対口にしない。本音と建て前をきちっと使い分けできるのが政治家なのです。相当努力をしているのです。

それは生活の中でも感じます。冷戦時代でも経済だけでなく、平和とか安全などは本当に重要なのだということをお子でも認識しているのだと感じました。中学生の間の会話の一例ですが、ドイツで土地の値段が一番高いのは経済の中心地であるハンブルグとかフランクフルトではなくてミュンヘンだということです。何故なら、東から攻められた時に一番スイスに近くすぐに逃げられるからと。中学生でも常に東からの脅威にさらされている中でいかに平和というものを考えた生活。子供のころからの教育を中心にしてきた。相当意識的にやって来たと思います。

君島：

日本国憲法9条はまさにそういうものです。だから日本が東アジアで生き残っていくには日本国憲法がなければ生き残っていけなかったのです。だから国際公約。出来たときにどれくらい自覚されていたかはと

もかくとして日本国憲法は国際的なものです。国際社会に発信しているわけです。大日本帝国は悪の帝国でしたが、日本国憲法によって日本はアジアで生き残ってきたのです。

伊藤：

憲法改正の議論をするときに憲法だから国内法だと思っている人がいるのです。だから隣国の人が憲法改正について口を出すのはおかしいだろうという人がいます。違うんです。日本の憲法は国内法であるけれども特にアジアに対しての国際公約です。だから日本国民だけがかってに改正・改悪していいものではない。

【ZOOMで参加の人からの質問】

質問：

百田尚樹の「カエルの楽園」では、中国が尖閣諸島に侵攻し、さらに沖縄を占領し日本を占領するという想定で9条を変更して国防力をつけなければならないと述べています。これに頷く人は少なくないのではないのでしょうか。現にこの本はよく売られているようです。極右の極端な議論と片付けるのは簡単ですが、こういう漠然とした恐れに感情に9条を擁護する場合は真摯に伝える必要があると思います。

伊藤：

国防力をつける、軍隊を増強して対応する、それが現実的に可能なかどうか、日本の国力、国土、人口ありとあらゆるもの、それから経済力、技術力ありとあらゆるものを総合したときにどんな軍隊、軍事力によって対抗できるのかどうか、それは無理

だと思います。軍事力で対抗するという事は戦争ですから、あなたが或いはあなたの子供たちが戦場に行くなり戦場で加害者になる、そのことを考えたことがありますか、といった話をします。

君島：

伊藤先生に付け加えるならば、私たちはもっと中国を知れ、どれくらい今の中国をわかっているかと言いたい。東アジアに関する日本人の知識が少なすぎるのでまず知れということが先決です。

質問：

若い人達や学生たちは国際協力等には関心がある。「する」平和主義の話がありましたが、その中には過去の色々を背負いたくはない、自分は歴史的なものとは関係なく自分のやり方で平和構築に関わりたい、というもあるように思います。今日も話がありましたが、植民地主義、帝国主義的な過去と向き合わないことは問題だと思うのですが、「しない」「する」平和主義とこの若者の感覚、感触はどういう関係になるのかなと思ってしまいました。

君島：

ご指摘はよく分かります。私たちは日本帝国主義の克服のテーマから逃げることはできない。若い世代も同じです。若い世代はどのくらい知識があるのでしょうか。若い世代の国際協力をしたい、という感情は肯定的にとらえたいと思いますが、過去の帝国主義についても勉強してください、或いは中国、韓国の同世代の人と話し合ってくださいと言いたいと思います。

伊藤：

学生の中の相当な数の人間は国際協力をしたいと考えている。彼らがアジアの学生らから慰安婦の問題について質問され、何も答えられないのは問題です。賛成でも反対でも自分の考え、問題意識を持っていなければならない。そのための学びが必要です。

【会場からの質問・意見】

質問：

君島先生の「しない」平和主義と「する」平和主義の観点からの質問です。日本は憲法が出来て73、4年、この間、時の政府は一貫して改憲方針でしたが今まで改憲が現実的になってこなかった理由は憲法を守りたいという国民の意思、即ち、「しない」平和主義があったからです。一方、「する」平和主義という議論は国会ではなされてこなかった。国会で「する」平和主義という言葉の力がどの程度あったのか。ペルシャ湾の機雷の掃海艇の派遣が「する」平和主義ではないかという人もいます。その辺が難しいのではないかと思いました。

君島：

安倍政権は積極的平和主義という言葉を使っています。あれは積極的平和主義と言っても自衛隊を国際的に活用しましょうという意味です。伊藤先生はここで積極的非暴力平和主義と言って非暴力という言葉は足すことによって意味を逆転させているわけですが、私も同じ考え方です。「しない」平和主義はもちろん重要です。それは軍事的な役割を拡大しないということで、74年

間、「しない」ことをずっと強調してきたことは全然間違いではないし、いまだに重要です。それはゆるぎなき大方針です。しかし軍事力によらずに、暴力によらずに平和をつくる方の構想、何をするのかというのもやはり重要です。

自衛隊の活動としては、PKO、戦闘に参加しない PKO に自衛隊を派遣するあたりが一番微妙な線でしょうね。どこまでならば軍事的でないのか、「する」平和主義として許容されるのか。安保法制はかなり微妙。だから違憲訴訟になった。

文民警察官の派遣はまさに非軍事的な国際貢献ですね。カンボジア PKO で文民警察官が亡くなり、その後、自衛官以外の派遣を躊躇しています。国際緊急援助隊、選挙支援などの枠組みでの国際貢献もある。勿論、非暴力平和隊もそうした完全に非軍事の NGO ですから日本政府から支援をして欲しいわけです。

伊藤：

「する」平和主義というのはやはり国家権力に一定の権威を与えます。国家に権限を与えることにつながるのです。そこをどう歯止めをかけていくのかが多分、「しない平和主義」よりも難しい。例えば集団的自衛権の行使容認も憲法 13 条を根拠にそれを認めるという考えもあるではないですか。生命、幸福追求権のために集団的自衛権を行使するとか、何か国民を守るためとか、積極的に国にやらせるとそれは何か余計なことをやっちゃう恐れがあるのでそこをきっちり線引きをどうしていくのかというのは「しない」平和主義よりも困難を伴う。

君島：

政府が何かすると云った時に伊藤先生が言われたような難しさがある。市民社会が、NGO が非軍事的にすること自体は全く問題ないので、私たちは NGO の方を重んじます。政府が何かすると云うのはやはり難しいでしょう。

伊藤：

非暴力抵抗も政府が指導して国民に非暴力抵抗しろというのではなく、やはりそれは市民の方が主体となってやることだと思います。

質問：

昨年、私の友人が清瀬市の市長選挙に出て 2 位になりました。やはり、地盤とか政府からのテコ入れがある人は相変わらず強いですね。しかし、市民による市民のための市政をつくろうと一生懸命運動し多くの賛同者を得て、その後全国市民連合会というのができました。非常に新しいいわゆる既存の野党とは違った動きができるのではないかというのが一つです。

私は日本友和会という団体に所属していますが、仲間同士でメディアで非常に望ましい記事とか報告があるとそこに皆で葉書とかメールとか fax で、あれは非常にいいコメントだ、ぜひ頑張ってくださいと励ましています。ジャーナリストから聞いた話ですが、一人の人のポジティブなコメントが来るとその背後に最低 10 名の市民が同じ思いを持っているということをメディアの関係者は受け止めるから、そういうコメントが市民からくるといのはとても力強い励ましになる、と言っていました。流れ

をどう止めたらよいか、流れを変えていくのはやはり市民のそうした声が沢山上がっていくことではないかと思えます。

『日韓で一緒に読みたい韓国史—未来に開かれた共通の歴史認識に向けて—』(2014/1/29 明石書店)という本があります。韓国の歴史学者と日本の歴史学者が一緒になって淡々とした事実で、日韓併合の歴史を述べている。

こういう分かり易い資料を、もっともっと高校生、大学生たちに知ってもらうことが大切だと思います。それからTV、ラジオで本当に良い番組がどんどん降ろされているが、それを何も言わない視聴者の方も責任があるのではないか、視聴者がスポンサーという企業体に働きかけることもやっぱり忘れてはいけないと思います。市民の運動として、市民の抵抗として、そうしたことは確実に毎日できるのではないかと思います。

【最後に二人一言】

伊藤：

政権が変わってもいい方向に向かうような気がしないのですが、しかし選挙は必ずあります。選挙の場面とかで色々声を上げ続けることが本当に大切であることを改めて感じました。君島先生から「する」平和主義についての話がありましたが、自分が主体となってもっと身近に自分のところで何ができるか、東アジアの人たちと知り合いを増やすなど外国人を知ることは本当に大事ななと思いました。

君島：

伊藤先生、本日はありがとうございました。

私たちは中国のことを本当に知らないです。知らないで議論している。知らないで脅威論を議論している。これは全然ダメです。中国の憲法学者は実は本当に頑張っている。北京大学法学部のある憲法学者はきわめて厳しい政府批判をするのです。彼の本が書店から消えたことがありました。それでも頑張って憲法の本質に忠実に発言する憲法学者がいるのです。中国の中にも立憲主義、民主主義を大事に思っている知識人がいます。学者がいます。民衆がいるのです。私たちと同じように立憲主義、民主主義が大事だと思っている人たちは韓国にも台湾にも中国にもいます。私は政府というよりもそうした市民達と国境を越えてつながって行くことによって東アジアをもう少し平和にすることが出来て、日米関係をもっと非軍事化できると思います。

【文責・編集部】

庭先に種を蒔いてみませんか

・・・非暴力防衛への移行のために
いわき市 鞍田東(NPJ 監事)

昨年4月 facebookに「読書会・戦争を終わらせるために」というページを開きました。これはその時の記事です。

・・・・・・・・・・・・・・・・

「読書会・戦争を終わらせるために」へのご案内

かねてから願っておりました「非武装・非暴力防衛の研究会の発足」について、4月23日、有志2名で打ち合わせを行いました。

従来、しかるべき方にお声をかけていただき 全国レベルの会として発足することを期待しておりましたが、その兆しが見かりませんので、たまたまほぼ志を同じくする者・2名ささやかでも会を立ち上げようということになりました。

その第1歩は基本的でヴォリュームの小さいテキストの読書会としてはじめようということになり、テキスト、日時、会場、名称について下記のように決めました。

この課題に関心・・・**反対、疑問をお持ちの方を含む**・・・をお持ちの方のご参加を願っております。

日時：5月中旬に会場が予約できましたらご案内いたします。

場所：いわき市総合図書館・グループ閲覧室

テキスト：ジーン・シャープ「戦争の廃絶を実現可能な目標とするために」

・・・・・・・・・・・・・・・・

以降 6月(2名)、8月(3名)、10月(4名)、12月4名)

今年に入って、「戦争をなくすための平和学」(第10章「に暴力防衛の可能性」)寺島俊穂をテキストに2月(5名)、4月の読書会を前にいわき市のローカル半月刊紙「日々の新聞」に700枚の折り込み案内をしました。

・・・・・・・・・・・・・・・・

(表面)

「もし万一侵略があったと仮定した場合、非協力から不服従に至る種々の非暴力直接行動の統一的展開は、異国の支配に対するものであるから、それだけ広範かつ強固になされうるだろう。」(石田雄『平和の政治学』岩波新書(1968年))

「《平和論者》には防衛の戦略論がないということが言われはじめてすでに久しい。

(中略)

従来、現実を生ずるさまざまな紛争の状況を有効に解決する唯一の手段は軍力であるという考え方が固く信じられてきた。しかし、戦争に代わる方策として非暴力の抵抗行動こそ、そうした要請にこたえ、防衛政策の中核を形づくるのが可能なのである。」(宮田光雄『非武装国民抵抗の思想』岩波新書(1971年))

「平和と安全のためのあらゆる努力ににもかかわらず、なおかつ侵略を受けたらどうするか。(中略)民族の独立と自由を望む以上、そういう場合の防衛の仕方を考えておくことは、是非とも必要である。(中略)

(この場合)軍力に代わる非武装の防衛や抵抗こそ「核の時代」におけるもっとも

有意義な自衛法として、平和主義憲法に即して創造的に考案されるべき方法だといえよう。」(小林直樹『憲法第九条』岩波新書(1982年))

(裏面)

50年以上前から これだけの識者が双方に惨禍をもたらすことが自明な軍事力による防衛：戦争に代わる選択肢として非武装・非暴力・非協力・不服従抵抗による防衛の検討を提議してきたのに政府・防衛当局は、与野党の政治家は、更に寡聞ですが憲法第9条の護持を掲げる市民団体も何らの本格的・組織的な対応を示していないようです。

そして現在では、防衛～憲法第9条をめぐる争点はかつての〈再軍備の可否〉、〈非武装中立の是非〉から遠く離れ、〈自衛隊の軍備増強の程度〉、〈日米軍事同盟強化の是非〉へと論点がずれてしまっています。まことに残念です。

読書会：戦争をなくすためにへのご案内
私どもは 微力を承知で非武装・非暴力・非協力・不服従抵抗による防衛という課題に取り組んでみたいと考え、6月から隔月ジーンシャープ「戦争の廃絶を実現可能な目標とするために」を読み始め、2020年2月からは寺島俊穂「戦争をなくすための平和学」の10章『非暴力防衛の可能性』を読みはじめています。

この課題に、賛否を問わず関心をお持ちの方がおられましたら、ぜひ、ご参加くださいますようご案内申し上げます。

日時：偶数月の第1月曜日（次回は4月6日） 2時～4時

会場：いわき市総合図書館 グループ閲覧室（予定）

呼びかけ人：木村啓子、鞍田東、
武田芳枝、馬場義郎、藤内和光、
吉岡玲子（50音順）

事前連絡は不要ですが、テキストをお持ちでない方には事前にご連絡いただければ当方で準備いたします。

・・・・・・・・・・・・・・・・

このような案内をしたのですが、新型コロナウイルス騒動で会場が使えなくなりました。いつまでこのような状態が続くのか分かりませんので、《紙上読書会》でもと考え、A5・4ページの『非暴力防衛・いわき』を出してみました。

「創刊準備号」5月

「第1号」7月

「第2号」9月

「第3号」11月

読書会のほうは、使える会場が見つかり、10月に再開（参加者8名）し、寺島俊穂・第10章を読み終わりました。

次回は12月7日の予定です。

・・・・・・・・

気づいたことは、「非暴力防衛」への移行は、国・政府の政策以前に国民の圧倒的多数の合意と防衛への参加覚悟の問題だということです。

というわけで皆様に「庭先に種を蒔いてみませんか」とお声をかけさせていただく次第です。

	項目	予算	決算	備考
1	参加費			
2	会費	600,000	521,000	注1
3	カンパ	400,000	493,000	注1
4	雑収入		12	
5	経常収入計	1,000,000	1,014,012	注1
6	発送配達費	120,000	170,536	注2
7	給料手当	240,000	240,000	予算通り
8	事務所賃貸料	120,000	120,000	予算通り
9	振込料	12,000	15,605	振込手数料値上げ
10	事務費	60,000	2,991	注3
11	旅費交通費	5,000	0	活動支援費へ付替え
12	通信費	10,000	3,925	
13	雑費	7,000	1,410	
14	広報費	140,000	54,558	注4
15	活動支援費	530,000	424,376	注5
16	会場費	20,000	0	対話集会2020年度へ繰延
17	講師費用	40,000	0	対話集会2020年度へ繰延
19	経常支出計	1,304,000	1,033,401	
20	当期経常収支過不足	-304,000	-19,389	
21	前期繰越剰余	-24,885	262,318	
22	今期経常繰越剰余金	-328,885	242,929	
23	特別収支			
24	前記残高	1,577,310	1,577,310	
25	今期支出	240,000	240,000	注6
26	特別収支残高	1,337,310	1,337,310	
27	未払金		263,640	
28	残高合計 (22+26+27)	1,008,425	1,843,879	

注1：会費減少、カンパ増で予算達成

注2：発送費11,000×4、印刷費20,000×4、印刷は日本工業社へ発注（8月、別冊印刷）

注3：会計システム使用料 3,000/月支払は辞退された

注4：ウェブ管理費54,000、翻訳費90,000は発生せず

注5. NARPI支援費30,000、NP支援65,926、地域活動支援50,000（発生せず）、沖縄支援費340,000
 沖縄支援費内訳：大畑航空費他（沖縄—東京4往復）88,450、大畑レンタカー20,000×12
 沖縄支援費旅費交通費より振替50,000（発生せず）

注6 沖縄支援費へ支出（大畑氏活動費）

	項目	2020年度予算		4-9実績	
1	参加費				
2	会費	600,000	2019年予算通り	333,000	
3	カンパ	400,000	2020年予算通り	130,300	
4	雑収入			6	
5	経常収入計	1,000,000	2019年予算通り	463,306	
6	発送配達費	120,000		24,906	注1
7	給料手当	240,000	2019年予算通り	120,000	
8	事務所賃貸料	60,000	注2	60,000	注2
9	振込料	20,000	振込手数料値上げ	8,517	
10	事務費	20,000	注3	6,885	注3
11	旅費交通費	0	注4	0	注4
12	通信費	10,000	2019年予算通り	14,679	
13	雑費	7,000	2019年予算通り	2,440	
14	広報活動費	140,000	ウェブ管理費+注5	18,150	注5
15	活動支援費	626,000	注6	172,410	注6: 他は半年分
16	会場費	20,000	2019年予算通り	20,750	9/27講演と対話集会
17	講師費用	40,000	2019年予算通り	30,000	同上
19	経常支出計	1,303,000		478,737	
20	当期経常収支過不足	-303,000		-15,431	
21	前期繰越剰余	-24,885		242,929	
22	今期経常繰越剰余金	-327,885		227,498	
23	特別収支				
24	前記残高	1,337,310		1,337,310	
25	今期支出	240,000	注7	120,000	注7: 半年分
26	特別収支残高	1,097,310		1,217,310	
27	未払金			325,366	
28	残高合計 (22+26+27)	624,503		1,770,174	

注1：発送費11,000 X 4、印刷費：（予算）日本工業社→（実績）ボラセンで印刷

注2：事務所賃貸料値下げ。月額10,000→5,000円

注3：会計システム使用料（3,000/月）削減。→事務局が会計担当

注4：活動支援費・沖縄支援費へ振替 注5：NP活動の翻訳（予算90,000円）未使用

注6. NARPI支援費30,000（未）、NP支援60,000（未）、地域活動支援50,000（未）、

沖縄支援費340,000（大畑航空費・沖縄-東京25,000 x 4）大畑レンタ・カー240,000/年、

旅費交通費より振替50,000、家賃値下げ60,000とシステム使用料36,000を沖縄支援費に積上げ

注7：沖縄支援費へ支出（大畑氏活動費）

2019 年度決算、2020 年度予算・4～9 月実績についてのご説明：

.....

1. 収入：

(1) 会費：2019 年度は予算未達でしたが、予算を大幅に上回るカンパ収入のおかげで 2019 年度の収入は達成されました。感謝です。2020 年度 4～9 月までの会費収入は年間予算（前年度と同額）の半分に達しています。

(2) カンパ：2019 年度は予算を 20 パーセント以上超過達成しました。ご理解、ご協力ありがとうございました。2020 年度 4～9 月期は新型コロナの影響を受けています。

2. 支出（主な項目の補足説明）

1. 活動支援費の主な支出

(1) NP 関連

NP 支援費：2019 年度分（65,926 円）のうち 60,000 円は未払計上です。5,926 円は 2018 年度分の送金手数料です。2020 年度も 60,000 円を計上していますが支払時期は 2021 年 3 月となります。

(2) NARPI (ナルピ) への支援 30,000 円

NARPI（東北アジア地域平和構築インスティテュート：理事・奥本京子が日本側代表）実践的平和トレーニング支援。2019 年度は南京で開催、2020 年度は 10 周年記念行事としてピースボート船上で実施予定でしたが、新型コロナ感染症のためオンラインで 10 周年祝賀交流会を実施、12～1 月のナルピ運営委員会での議論を経て、2021 年の活動を決定

(3) 地域活動支援費 50,000 円

地域で開催される非暴力トレーニング、平和イベントなど地域活動への支援です。2019 年度は残念ながら支出なし、2020 年度は前年どおり予算化しました。乞う、ご活用！！

(4) 沖縄支援費

平和憲法維持活動、沖縄基地問題は非武装平和活動そのものであります。したがって NPI の政治的立場を取らない基本方針を尊重しつつも、沖縄軍事基地増設に対する反対運動により力を入れています。2019 年度の経常会計からの沖縄支援費予算は 340,000 円でしたが、支出は下回りました。また、旅費交通費から沖縄支援費に回した 50,000 円は未使用となりました（特別会計からの沖縄支援費は予算通り消化）。2020 年度は 2019 年度予算に加え、事務所賃貸料の減額分（120,000 円→60,000 円）と会計システム利用代金の削減（3,000 円→0 円/月）を加算して 486,000 円を予算化しました（他に特別収支から 240,000 円）。

2. 広報費の主な支出

2019 年度、NP 活動翻訳費は未消化でしたが、2020 年度も同額予算化しました。

3. 2020 年 9 月 27 日、伊藤真氏を講師として招き、「憲法 9 条を考える一激変する東アジアに生きる市民として」のテーマで **講演と対話集会** を開催しました。

沖縄報告

共同代表 大畑豊



【安和栈橋前でアピール】

沖縄でも相変わらず新型コロナウイルスの感染が続いており、11月5日まで、10万人当りの感染率が34日間連続の全国第1位の状態で、2位の東京／大阪の1.5～2倍以上でした。その後は北海道の感染が広がり、2～3位の状態が続いています。名護市でも50人以上がこれまでに感染していますが、多いのはやはり那覇です。会食のほかに家庭内感染も増えており、県は9月5日に緊急事態終了を宣言したものの、10月26日には「沖縄コロナ警報」を初めて出し、注意喚起を続けています。

在沖米軍では、7月に基地内でクラスターが発生したのちは減少を続け、検査体制も異動時や駐留する米軍関係者から無作為に選んでPCR検査を実施。無作為検査は2週間ごとに全駐留者の1%が対象。空軍は6月から、海兵隊は9月21日から行っています。そんな中、10月30日にはいままで報告されていなかったキャンプ・シュワブで11人の感染者が確認されました。隣り合ったキャンプ・ハンセンでの感染者が出ているなか、日常的に行き来しているシ

ュワブから出てないのはおかしい、との声は以前より上がっていました。

ドローン規制

2019年6月に施行された改正ドローン規制法。この規制法に基づき対象施設に指定された在日米軍基地15カ所の施設と周囲300メートル上空でのドローン使用が今年9月6日から原則禁止になりました。沖縄ではキャンプ・シュワブ、嘉手納基地、キャンプ・ハンセン、普天間飛行場、キャンプ・フォスター（瑞慶覧）の5カ所です。ドローンを飛ばしたい場合には30日前までに各基地司令官の同意を得る必要があります。



【辺野古の埋め立て状況 2020年9月3日
(沖縄ドローンプロジェクト提供)】

地元メディアや、「沖縄ドローンプロジェクト」はこれまでドローンを使っての上空からの撮影により辺野古新基地建設の違法、違反だらけの工事实態を世に告発してきましたが、その活動に大きな影響があるのは間違いありません。

海上での抗議行動も続けてますが、抗議船、カヌーからでは護岸に囲まれた内側の工

事状況までは見えず、確認することができません。

沖縄ドローンプロジェクトと辺野古ドローン規制法対策弁護団が、9月17日、国会内で防衛省と警察庁に規制内容について問いいただきました。規制法は刑事罰を伴い、どのような行為が犯罪に該当するのか明確にする必要があるからです。規制対象となる区域があいまいなうえに、境界を示す標識もない空中で、規制区域に侵入したかどうかを現場の警察官がどう判断するのか、との問いに対し、警察庁は「警備手法に関する事なので差し控える」と回答しませんでした。

弁護団は、境界が不明確なら、侵入してなくても警察が恣意的に介入でき、規制が恣意的に拡大してしく可能性があり、萎縮して飛ばせなくなる、と批判しました。実際にドローンプロジェクトが、規制前にしかも国交省の許可を得て飛ばしているにもかかわらず、警察官らがやってきて質問してくることが複数回ありました。規制区域かどうか警察が確認する手法が明確でないなか、誤認逮捕される可能性があるとして弁護団は指摘しました。

沖縄弁護士会は8月14日、シュワブ等をドローン禁止区域に指定したことは国民の権利を不当に侵害するとして撤回を求める会長声明を発表。規制法自体も、改正規制法の附帯決議には、国民の知る権利及び取材・報道の自由が確保されるよう運用する旨が記されていますが、判断の透明性や公平性が確保されておらず、報道の自由や国民の知る権利を不当に侵害する

として疑問を呈しました。

設計変更への意見書多数

沖縄防衛局が辺野古新基地建設を巡る設計変更の承認申請書に対する公示・縦覧が行なわれ、予想を大きく超える1万8904件の意見書が市民から寄せられました。前回2013年の埋め立て承認申請のときの意見書は約3400件でしたので、市民の関心の高さが伺われます。

今回の設計変更は軟弱地盤の改良が主眼ですが、変更申請書にはその地盤の説明や、地盤改良方法に関する具体的内容が記載されていません。大掛かりな地盤改良工事や、護岸完成前に土砂を投入して埋め立てるなど、多くの無理な工法が採用されていますが、環境に及ぼす影響は「変更前と比べて同程度かそれ以下」となっており、環境学の専門家も「ありえない」と指摘しています。軟弱地盤などを独自に調査する専門家グループ・沖縄辺野古調査団は地盤の性状や、改良の手法や効果が明らかでなく「矮小化した非科学的方法で算定している」と批判しました。

改良工事に従事する船舶も一日最大100隻とされ、あの海域で作業を安全に実施できるのか甚だ疑問です。

土砂調達に関しても、当初7割を県外から調達する予定だったのが、採取場所を現在の県内北部3カ所から沖縄全域9カ所、量で6.7倍に増やし、全量を「県内でも調達可能」としました。外来種の侵入防止を目的とした県条例の規制を回避するためと思われる。しかしこれだけの量を県内で

調達・搬送すれば、碎石場となる山は破壊され、ダンプ公害が県内全域に拡大することは必至です。

また県南部からの調達に関しては、南部は沖縄戦の激戦地にもなり、遺骨収集もまだ終わっておらず、地上戦の犠牲になった人たちの遺骨混じりの土を米軍基地建設に使うことは「戦没者への冒瀆」であって許されない、「二度殺すのか」との強い批判もあります。

設計変更を先取り

変更には2カ所の護岸を土砂を陸揚げする棧橋として利用するとの記載もありますが、この2つの護岸はすでに棧橋として使用されてしまっています。当初の計画ではこの護岸を棧橋として利用することにはなっていないので、違反した使用であると県も行政指導していました。当時の防衛相は「問題ない」と指導を無視していましたが、今回自ら認めたこととなります。

また地盤改良しても地盤沈下することがわかっていますが、その沈下の補修の実設計業務の発注を設計変更の承認を得る前にしていたことが判明しました。

承認手続きをないがしろにするもので到底許せません。

市民から寄せられた意見書や、今後名護市や海上保安庁、有識者の意見も聴取し、審査が完了するのは早くても来年1月下旬以降で、年度をまたぐ可能性もあります。

埋め立てられる海

沖縄防衛局は辺野古崎の埋め立て区域2

ー1（6.3ヘクタール）の埋め立てが3.1メートルの高さまで9月30日に完了したと発表しました。埋め立て土砂量としては全体の0.68%、面積では全体の約4%ですが、最終的な護岸の高さは海面から8.1メートルとなっていますので、さらに嵩上げされます。



【辺野古での海上抗議活動】

また区域2ー1西側に隣接する埋め立て区域2（約33ヘクタール）は9月初めの段階で約半分の面積が埋め立てられています。8月末現在の土砂投入量は県の試算で全体の3.2%となっています。全体の土砂量からの進捗率でいうと数%ですが、埋め立てが始まる前の辺野古の海を見た者としては、面積的にはかなり進んでいると感じます。自然破壊を一刻も早く止めないといけません。

那覇軍港「移転」問題

普天間飛行場の返還同様、那覇軍港の返還も強く要望されていますが、1974年に全面返還の合意がされたものの、移設条件がついているため、45年経つ今でも実現していません。しかし95年には浦添への移設を

条件として那覇軍港の全面返還が合意され、96年日米特別行動委員会（SACO）最終報告でも返還の加速化が確認されています。

移転先となった浦添市は、当初反対していましたが2001年に受け入れを表明。しかしその後移設反対を掲げて松本哲治市長が2013年に当選。しかし15年に公約を撤回して受け入れへ。県や那覇市は浦添ふ頭北側案だったのに対して松本市長は17年の再選時には南側案を公約にして当選しましたが、今年、苦渋の決断として北側案を受け入れました。

これを受け玉城デニー知事も移設を進める考えを示しましたが、一方県政与党内からは、那覇軍港は遊休化しており、移設でなく返還を求めるべきではないか、との意見も根強く、住民からも、辺野古同様に新基地建設ではないか、都市部で残る貴重な自然海岸を埋め立てることにもなるのではないかと、反対の声が少なからずあります。まだまだ予断を許しません。

伊江港 米軍艦3回使用

9月21日正午前と午後2時ごろ、米陸軍の揚陸艇が2度に渡り伊江港に入港しました。揚陸艇からは訓練用のためとみられる物資を積んだトラックが降りてきました。それぞれの滞在時間は30分ほどで民間フェリーへの影響はありませんでした。また翌22日午前にも米陸軍揚陸艇1隻が入港しました。2日連続使用したことについて地元からは詳細な情報提供を求める声が上がりましたが、在沖米海兵隊は「日米地

位協定に従って使用した」とし、出入港の時間や搬入・搬出物、今後の使用予定などは明らかにしませんでした。

さらに27日早朝にも揚陸艇1隻が入港し、21,22日に降ろしたと思われる米軍車両4台を積んで約1時間後に出港しました。港の使用申請は21,22日は共に当日朝、27日は前日17時過ぎと直前に沖縄防衛局が伝えました。21,22日の入港後に村は沖縄防衛局に対し「軍艦での入港は想定外で村民に不安を与えかねない」と米軍艦の伊江港使用自粛を申し入れていました。「反戦平和資料館ヌチドゥタカラの家」も「村民の玄関口である伊江港の軍港化は絶対に認められない」と声明を発表しました。

村は、新型コロナ対策で米軍に対し伊江島での訓練中止と村内への移動中止するように7月に要請していましたが、それを無視しての入港です。

伊江港は2016年にも米軍揚陸艇が入港し、民間フェリーの出入港が遅れるなどの影響がでました。

進む伊江島の軍事利用

10月6～15日に渡り、沖縄や硫黄島などの日本周辺島しょ地域で、海兵隊や米海軍第7艦隊との合同演習「ノーブル・フェリー21」が行われました。その一環として10月7日、米軍伊江島補助飛行場には複数のオスプレイが到着し、100人以上の海兵隊員が降り立ち場内草原を前進。空軍M/C130特殊作戦機で運ばれた高機動ロケット砲システム「ハイマース」も配備されました。また洋上の海軍艦船では負傷した隊

員の治療訓練も実施されました。

これは海兵隊の新戦略・遠征前方基地作戦（EABO）のための訓練です。中国などを念頭に、攻撃を受ける範囲に存在する島々を小規模の海兵隊が強襲。拠点を構えてハイマースなどのミサイルを配備し、米海軍が敵に接近することを可能にする作戦です。海兵隊は「この訓練は海軍との相互運用性を発展させる手段。拠点を確保する能力が強化される」と説明しています。

伊江島、能力を最大化

上記訓練に先立ち、米海兵隊は今年に入り、伊江島補助飛行場の滑走路や離着陸帯を改修する工事を実施完了させました。沖縄防衛局は「既存施設の補修」と説明しますが、米海兵隊はウェブサイトでは改修の目的として「島の運用能力を最大化するため」と説明しています。そして改修を終えた飛行場について、EABO にとって「最高の訓練場」と評価しています。米軍は基地運用について村に周知する義務はなく、地元は新たな危険性や負担を村民は否応なく引き受けざるを得ません。

負担軽減と逆行

復帰後伊江島での基地負担は増え続けています。1972年の日本復帰時に日米の合意文書「5・15メモ」に基づき米軍は伊江島でのパラシュート降下や重量物投下訓練など他の基地では認められないような訓練も実施し、1989年にはAV8ハリヤー訓練場が国頭村から伊江島に変更され建設。SACO 合意により1996年には読谷村で実施

されていたパラシュート降下訓練が伊江島へ移転。2013年にはオスプレイ離着陸帯が完成、使用開始。2018年には強襲揚陸艦の甲板を模した離着陸帯が拡張され、最新鋭戦闘機F35Bの離着陸訓練も伊江島で実施されるようになりました。訓練の増加に伴い、事故や騒音被害も増加しているのが実情です。

また伊江島は普天間飛行場や嘉手納基地のようにカメラ配置や調査員もおらず、監視の目もありません。反対運動もほとんどなく、米軍の「自由度」が高い上に、今回の改修工事で施設の機能が高まれば米軍にとってはより「使い勝手の良い」訓練場と化し、海兵隊にとって重要度が増します。SACOの目的の一つに「県民の負担軽減」がありますが、伊江島はもちろん、辺野古新基地等沖縄県の基地負担は、増加しているのが現実です。

新戦略で訓練激化

米海兵隊バーガー総司令官が説く「戦力デザイン2030」の主眼の一つがEABOで、これは中国の軍事力増加を受けての戦略でもあります。常に削減リストに挙げられる米海兵隊自身の存在意義を掛けての取り組みでもあります。

総司令官は海兵隊兵力を1万2千人削減する一方、小規模で即応力のある部隊を創設し沖縄に配備することを検討しており、これはEABOを念頭においてのことです。米海兵隊が沖縄を重視することで、訓練が激化するのではと危惧されます。

高江米軍ヘリ事故、解明ならず

2017年10月11日、東村高江の牧草地に普天間飛行場所属の大型輸送ヘリCH53が不時着炎上した事故で、公訴時効の3年が迫り、沖縄県警は航空危険行為処罰法違反の容疑で被疑者不詳のまま那覇地検に書類送検しました。訓練中（公務中）の事故だったため、日米地位協定が壁となり、全容解明には至りませんでした。

現場となった牧草地の所有者は今年4月になり、出荷できなかった牧草の損害分として賠償金約100万円を沖縄防衛局から受け取りましたが、米軍からは事故原因の説明や謝罪はありませんでした。米軍は事故後、地権者の同意を事前に得ずに事故現場周辺の土壌を掘り出してトラック5台分の土を運び出したりもしました。

事故から3年、今でも遅い日は夜中の1時頃まで住宅地近くを米軍ヘリが飛んでいます。所有者の家族は「地域を我が物顔で飛んでいる。いつかまた突っ込んでこないか」と不安を抱えています。

地位協定の壁

沖縄は日本復帰以降、年平均1機の米軍機が墜落しています（このような県が他にありますか）。2004年の沖縄国際大学でのヘリ墜落事故では、米軍機体整備士4人が氏名不詳のまま書類送検され、この事故から18年までの15年間だけでも、県内で発生した米軍航空機の関連事故は511件に上り、墜落事故も9件あります。16年の名護市でのオスプレイ墜落事故でも機長の氏名不詳のまま書類送検せざるを得

ませんでした。

住民は「戦後からずっと沖縄は差別されていて、ほんの少しも状況は変わっていない」と憤りました。識者は県内で発生する事件事故に対して「日本政府は交渉する気がないのではないか。政府が日米地位協定を理由に、主権国家としての義務や権利を放棄している」と批判します。

25年経っても変わらず

普天間飛行場の返還・辺野古新基地問題のきっかけとなった1995年の海兵隊員3人による少女暴行強姦事件。沖縄では怒りが爆発し、反基地運動の大きなうねりとなり、同年10月21日に開催された県民総決起大会には8万5千人が参加。復帰後、超党派による最大の集会となりました。米國務省の報告でも、日本本土は1972年の沖縄の施政権返還から同事件の発生まで、沖縄の基地負担に関心がなかったが、日本中が怒りを共有、「本土の日本人は、初めて沖縄で何が起きているのか関心を持つようになった」と報告しています。米国でも主要メディアが連日報道し、米連邦議会でも議論されました。しかし、大会で決議された地位協定の見直しは議論されることはありませんでした。

基地の整理縮小も求めましたが、辺野古新基地建設を強行する政府の姿勢からは、基地の整理縮小というより、基地の機能強化が進み日米同盟がさらに強固なものになっているように見えます。

事件の翌年、SACO最終報告で11施設、計5002haの返還に合意しましたが、全部実現

しても米軍専用施設面積が沖縄に占める割合が当時の 74%から 69%に減るだけです。

返還面積の 8 割を占める北部訓練場の過半が 2016 年に返還されたものの、集落を囲むように新たなヘリパッド 6 カ所が設置されたため、住民の激しい反対運動も展開されました。

減らぬ基地被害

1950 年代には日本「本土」に米軍基地の 89%が存在し、相次ぐ米軍による事件事故により米軍への反発が広がり、本土の米軍基地が縮小されていきました。その一方で、当時占領下だった沖縄に移転し米軍基地が集中するようになりました。

しかし沖縄でも凶悪事件やジェット機墜落などの米軍による悲惨な事件事故は起きていました。沖縄タイムスが当時の新聞等で調べたところ、45 年以降、米軍関係者による強姦殺人は 22 人、殺人 75 人、未遂を含む強姦では 321 人が少なくとも被害にあっています。そんな戦後の怒りが爆発したのが、1995 年の少女暴行事件であり、また 2016 年の 20 歳の女性の殺害死体遺棄事件でした。

「米兵による性犯罪被害が表になることは少ない。多くが闇に隠れ」実際は「その数十倍ではないか」と性被害者を支援する市民団体は指摘しています。米兵による事件か否かにかかわらず、性犯罪の被害者の心理的傷は深く、周囲に知られるのではないかと、警察にも訴えず公表されない事件も多いからです。

基地の存在がある限りさらに多くの性被害者を生んでしまう構図があり、「軍隊の撤退を求め続けなければ、解決の道は閉ざされてしまう」と訴えます。

歴史の継承を

最近の学生は、沖縄の基地問題は 1995 年から始まったと考える人が多い、と指摘されています。確かに報道されることの多い辺野古新基地問題の記事の年表などでは 95 年から始まるものが多いということも影響しているようです。

学生のみならず、菅首相までもが「私は戦後生まれなので、沖縄の置かれた歴史については分からない。96 年の日米合意が私の全てだ」と言ってはばかりません。しかし沖縄の基地問題は戦後すぐに始まっており、沖縄の負担は現在を見るだけでもその大きさはわかりますが、その歴史を遡ってみなければその痛みを理解することはできないと思います。

歴史を知る努力をしなければ、足を踏まれている人の痛みを踏んでいる人が理解することはできません。

続く座り込み



【辺野古ゲート前での座り込み】

9月21日で辺野古新基地に反対する辺野古浜テント村での座り込みが6000日を迎えました。

座り込みは2004年4月19日、政府が辺野古沖の海底ボーリング調査を行った日に始まりました。この間、辺野古沖合案から埋め立て案に変わり、根強い反対運動は続いているものの、着々と工事は進められ、土砂投入量では全体の数%とはいえ、2017年2月の海上本体工事開始前の海の風景とはだいぶ変わってしまいました。



【辺野古ゲート前での抗議活動】

キャンプ・シュワブゲート前では、新型コロナ感染予防に配慮しながら座り込みが続けられ、感染防止のため中止されていた、毎月第一土曜のゲート前県民大行動が10月3日、8カ月ぶりに開かれ700人が集まりました。玉城デニー知事も「新基地建設阻止に全力で取り組んでいく」とメッセージを寄せました。その後の感染拡大もあり、11月、12月の大行動は中止となりました。



【安和棧橋入り口で】

埋め立て用土砂が積み出される琉球セメント安和棧橋では、棧橋出入り口でゆっくり歩行によりダンプによる積み込みを遅らせて抗議したりしています。最近赴任した沖縄県警の機動隊中隊長はそうした市民を乱暴に排除したり、市民個人の名を拡声器で呼び捨てにするなど、問題の多い対応が目立ちます。人権問題に詳しい弁護士は「人格を傷つける行為で警察権の行使として行き過ぎている」と指摘しました。



【安和棧橋での運搬船に対する海上抗議活動】

カヌーチームも棧橋で積み終えた運搬船を取り巻きその出港を遅らせ抗議の意思表示をしています。海を埋め立てる赤土が

積み出されているその棧橋のすぐ下には美しいサンゴが広がっており、また大小様々な魚の群れが泳いでいる姿が、行動の合間に海をのぞき込むと、見えたりします。



【塩川港での抗議活動】

同じく赤土が積み出される塩川港でも連日抗議行動が取り組まれています。こちらは人数がとても少なく、ダンプチェックする人一人しかいないというときもあります。通常は3～5人、10人来てくれれば、今日は多いね、と喜んでいきます。私はこの塩川港でダンプの台数チェック等を担当していますが、積み込みのない日などは、青い海を背景に釣り人たちが釣り糸を垂れており、そんな風景を見ては、これが本来の姿だな、基地さえなければいいのに、と思ってしまう。◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

北部訓練場侵入 男女11人不起訴
 那覇地検 那覇地検 60代の男女11人を不起訴処分(起訴猶予)にしたと発表した。8月28日付け。不起訴処分の理由については児玉陽介次席検事は「諸般の事情を総合考慮した」と説明した。
 那覇地検は9日、昨年未だに国頭村の米海兵隊北部訓練場へ不正な理由なく侵入したとして、刑事特別法違反の疑いで送検された30代の男女11人を、同地検に送検された。名簿は昨年12月、基地関係者の通報を受け、北部訓練場に侵入した男女6人を現行犯逮捕。その後、同署は防犯カメラや目撃情報などを基に、昨年11月に同訓練場へ侵入した疑いで男性5人を通常逮捕した。同法違反の疑いで通常逮捕は異例で、弁護士などから批判の声が上がっていた。

20.9.16 OT

【刑特法事件 不起訴に】

みなさまにご心配をおかけしておりました、米海兵隊北部訓練場に正当な理由なく侵入した、として刑事特別法第2条違反の容疑で逮捕されました件につきまして、不起訴となりました。暖かいご支援をありがとうございました。

9月16日の沖縄タイムスに「北部訓練場侵入 男女11人不起訴」との記事が載り、那覇地方検察庁に連絡したところ不起訴と確認できました。8月28日付の処分でしたが、9月16日の記事を見るまではその事実を知ることはありませんでした。接触制限等の条件もついており、不起訴決定後も不必要に窮屈な生活を強いられていたことになり、検察の対応に不満が残るところです。

私の場合は、去年12月21日に北部訓練場内のヘリパッド関連工事の現況確認のため、他のメンバーと北部訓練場内に入り、出てきたところを警察が待機していて現行犯逮捕され、勾留がついたものの12月30日に処分保留のまま釈放。さらに今年2月19日、同じく北部訓練場内に去年11月に入った件について令状逮捕されました。今度は勾留はつかなかったものの関係者との接触制限等の条件がつけられ、処分保留のまま22日釈放となりました。釈放された後はその翌週に警察、検察にそれぞれ1回ずつ出頭要請があり、警察では「顔貌鑑定」の令状が示され、いわゆる3D画像を撮られ、撮影後12月の逮捕のときに押収された物品が返還されました。翌日那覇地検へ出頭しましたが、

話すことはない、と取り調べには応じませんでした。それ以降は出頭依頼等の捜査側からの連絡は一切ありませんでした。

そのまま接触制限等を課された生活が続 き、7月に弁護士が検察に問い合わせたところ、捜査は継続しているが8月中に処分が決まるのではないかとのことでした。そこで、1月の刑特法勉強会（森川恭剛琉球大教授）、7月の救援連絡センター山中幸男事務局長講演会に続いて、9月27日に担当弁護士を招いての処分に備えての勉強会が企画されました。しかしその前に不起訴が判明し、不起訴になった要因や今後の弾圧・救援に備えた勉強会となりました。不起訴になった理由については推測するしかありませんが、ある担当弁護士は勾留がつかなかったことが不起訴に繋がったのでは、とのことでした。しかし他の識者や詳しい人に聞くと、また別の見解でした。

今回の逮捕に関しては、弾圧という点ではひるむことはありませんが、その一方、こちらの側も脇が甘かったと反省点もあります。その一つは北部訓練場・高江ヘリパッド建設阻止運動が盛り上がっていたときは、訓練場内の建設現場まで行って抗議することは半ば当たり前の行動になっていました。その後、ヘリパッドが出来てしまっただけからの抗議・監視運動は停滞し、少ない人数での行動となっており、そのタイミングでの逮捕となったのではと思います。森の中とはいえ、米軍施設内ということで逮捕もありうる行動という緊張感が欠けていたと反省し

ています。

沖縄では「キセンバルの闘い」と言って1970年代、キャンプ・ハンセンでの実弾演習阻止のため、米軍基地内に入って恩納岳の着弾地に座り込む活動が取り込まれ、数年実弾演習をさせなかった実績があります。最後は刑特法違反で逮捕起訴されたものの、輝かしい成果を残した運動だったと思います。

私は逮捕後その「先輩」にもお会いする機会があり、当時の貴重なお話も伺うことが出来ました。

今後の活動

私はこれまで活動を共にしてきた「あつまれ辺野古」とはすでに離れ活動しております。

海上行動での抗議船船長、塩川港での積み出しダンプの監視行動、時折依頼される伊江島・反戦平和資料館の案内等を中心に辺野古での活動を継続しております。

もともと伊江島でのスタッフのあと、数カ月だけと思って参加した辺野古の活動でしたが、それが気づいたらすでに数年経過してしまっております。こちらでの活動が継続できているのも皆さんの支えのおかげです。感謝致します。

沖縄に来てから想定外のことが続き、今後どのような展開になるか私も読めませんが、辺野古新基地阻止、非暴力平和の世界に向けて努力して参りたいと思っております。今後ともご支援のほど、よろしくお願い致します。

超低空飛行が続いている。面積では日本全体の0.1%もないヤンバルには1千種以上の植物や5千種以上の生物がいると言われている。また貴重な水源地でもあり、沖縄島

ではヘリコプターの遺産の候補にもなるほどの類いまれな豊かな森林の中では日夜演習が行われ、空

国頭村と東村にまたがる北部訓練場。一部返還以前は国内最大の面積であった。1957年からの使用開始で、ベトナム戦争時には枯れ葉剤がまかれ、地元住民をベトナム人に見立てての演習も行われた。以来、世界自然



儀保 昇

論壇

の生活用水の約60%をまかなっている。で続く飛行が日常になっ

2016年に北部訓練場の約半分が返還されたが条件として建設された6カ所のヘリパッドの運用によって地元の東村高江は日々、騒音と墜落

北部訓練場の違法性と自然破壊

萎縮せず、森取り戻そう

の危険にさらされている。現実に17年10月には東村の民間地に米軍ヘリが不時着し、炎上した。日本政府が、配備の際には地元で説明すると約束していたオスプレイはなんの説明もなく配備され、深夜ま

法ですさんなものであった。その違法性と破壊された大切

北部訓練場でも他の米軍基地と同様にウチナーンチュの意思は全く無視された。明治時代にヤンバルの住民をたまた

本政府が勝手に米軍に提供したのだ。日本本土にあった訓練場を沖縄に移転した結果、本土の基地負担は軽くなり沖縄の負担は増大した。いま、目の前に米軍基地がない本土の人たちはこの歴史を知っているのだろうか。

この森は王朝時代から、慎重に管理され自然を守りつづける必要があったのだ。今年8月28日付で予想通り全員が不起訴となった。

北部訓練場の存在そのものに「正当な理由」がないのである。不起訴となるのは当然なのだ。

今回の逮捕は平和のために活動しているすべての人々に対する理のない弾圧である。ヤンバルの森を含めて全ての軍事基地を取り戻すまで萎縮せずに行動を続けようと思

(大宜味村、農業、66歳)



Nonviolent Peaceforce

非暴力平和隊の理念と活動に賛同・支援して下さる個人および団体を会員として募集しています。入会のお申込みは、郵便振替、銀行振込、非暴力平和隊・日本のウェブサイトの入会申込ページをご利用くださいますようお願いいたします。

◎ **正会員 (議決権あり)**

- ・ 一般個人: 10,000円
- ・ 学生個人: 3000円

◎ **賛助会員 (議決権なし)**

- ・ 一般個人: 5000円 (1口)
- ・ 学生個人: 2000円 (1口)

* 団体は正会員にはなれません。 ・ 団体 : 10,000円 (1口)

■ **郵便振替: 00110-0-462182 加入者名: NPJ**

* 通信欄に会員の種類を(賛助会員の場合は口数も)ご明記ください。

■ **銀行振込: 三井住友銀行 白山支店 普通 6622651 口座名義: NPJ代表 大畑豊**

* 銀行振込をご利用の場合は、お手数ですが電話・ファックス・メールのいずれかを通じて入会希望の旨、NPJ事務局までご連絡くださいますようお願いいたします。

■ **ウェブサイトからのお申込み: http://np-japan.org/4_todo/todo.htm#member**

夏季カンパ (謝)

8月11日以降のゆうちょ払込と事務局のミスで記載漏れ、三井住友銀行払込の方々のお名前を下記致します。8月カンパ記載者を合せ26名の方々から合計130,300円の夏季カンパを頂きました。ありがとうございます。(敬称略)

市川カトリック教会 柳沢 徳次 日置祥隆 飯高京子 川辺希和子 小宮純子
鬼塚賀津子 オカヤマフミト

アメリカの大統領選挙の結果がようやく確定したようである。依然としてトランプは敗北 (concede) を認めていないが、激戦区の集計が確定し、周辺もトランプを説得しているようである。予想されていたとはいえアメリカの大統領選挙戦が序盤から投票、集計に至るまでこれほどの混乱、不安や不信をもたらすとは想定をはるかに超えた。一方では、最終決定に至るまでのアメリカ大統領選挙の詳細な仕組みがよく分かり、また、アメリカの民主主義がまだ機能していることが確認でき一安心である。

かつて、スリランカの大統領選挙(2005年11月)、パレスチナ立法評議会選挙(2006年1月)でNPの一員として国際選挙監視団にボランティア参加したことがある。アメリカでも投票日前後にNPメンバーが各地で投票・集計監視にボランティア参加しているのを知って何か不思議な感じがした。 (O)